



デジタル社会の形成に向けた 農林水産省中長期計画

2022年10月5日
農林水産省

目次

1 基本事項

- (1) 目的
- (2) 現状と課題
- (3) 農林水産省の情報システムの整備・運用の対応方針
- (4) 計画目標
- (5) デジタル社会の実現に向けた農林水産省の取組に関する留意事項

2 デジタル社会の実現に向けた主な取組事項

- (1) デジタル原則に照らした規制の一括見直しに係るシステム整備
- (2) 農林水産省における情報システム関係プロジェクトの推進
- (3) 農林水産省における情報システム関係主要プロジェクトの推進

1. 基本事項

(1) 目的

本計画は、デジタル社会の実現に向けた重点計画（令和4年6月7日閣議決定。以下「重点計画」という。）の第6の5（1）に基づき、農林水産省におけるデジタル社会の形成に向けた個別の情報システムに係る業務改革（BPR）、経費削減等の方針や投資等の取組の具体的内容を定めるものである。

農林水産省においては、我が国全体でデジタル技術を活用した変革が求められる中、農林漁業従事者の高齢化や労働力不足などに対応しつつ、生産性を向上させ、農林水産業や食関連産業を成長産業にしていくため、これら産業のデジタルトランスフォーメーション(DX)の実現に向けた多様なプロジェクトを展開している。その一環として、農林水産業や食関連産業の持続的な発展を支える政策を企画立案し、実行する農林水産省の行政実務のデジタル化やこれを支える基盤である情報システムの整備等に係るプロジェクトを精力的に進めており、これらは同時にデジタルガバメントの実現に貢献するものである。

本計画は、農林水産省の行政実務のデジタル化や基盤整備に係るプロジェクトを中心に、取組の現状と課題、課題を踏まえた対応方針や目標等を明らかにし、計画内容を着実に実行することにより、農林水産業や食関連産業のDXとデジタル・ガバメントの実現に貢献することを目的として定めるものである。

1. 基本事項

(2) 現状と課題

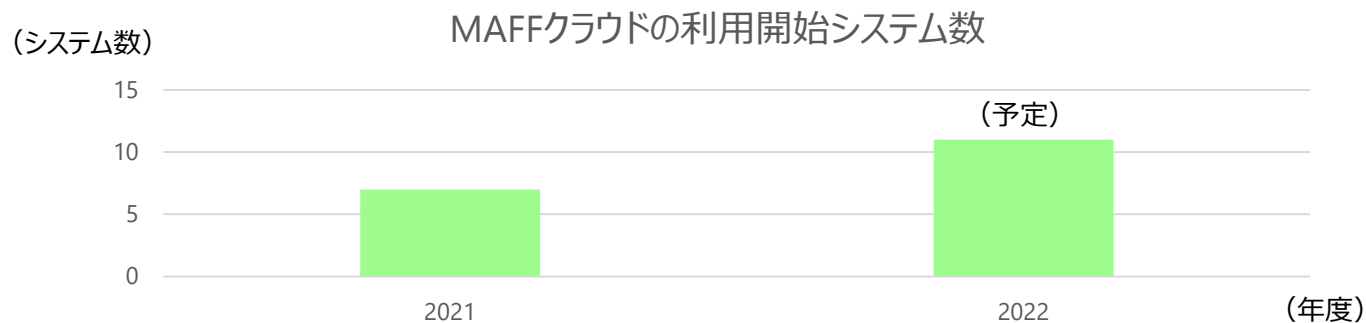
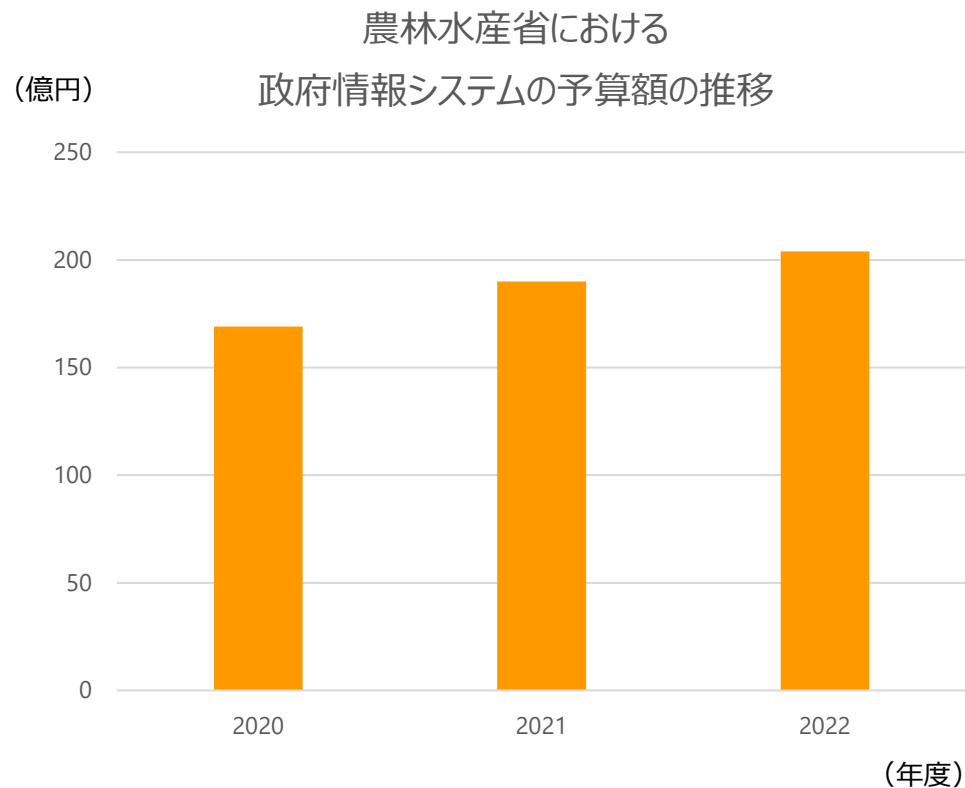
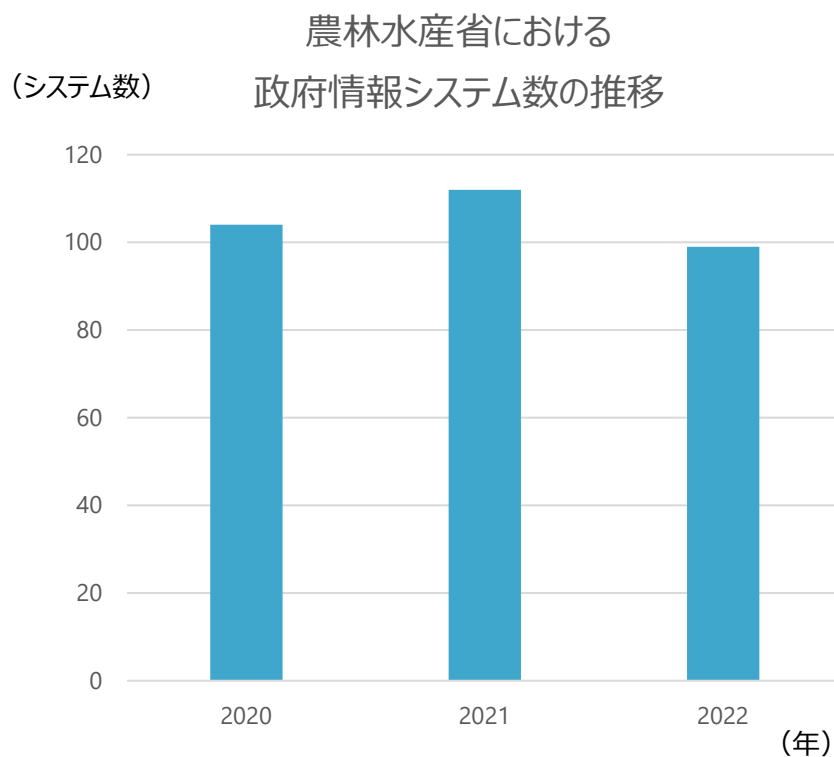
農林水産省における情報システムの整備

【現状】

- 農林水産行政の行政実務のデジタル化のため、情報システムの整備・運用の取組を進めてきた。令和4年3月末時点では、農林水産省は99の情報システムを保有している。
- 行政実務のデジタル化を推進するため、必要な情報システムの整備・運用を進めつつコスト削減にも取り組んできた結果、農林水産省の政府情報システム関係予算は、令和3年度の予算額が196億円、令和4年度の予算額が204億円と増嵩が抑制的なものとなっている。
- 農林水産省は比較的小規模な情報システムを多数保有しており、その中にはクラウドの利用が可能であるものの現状オンプレミスとしているシステムも一定数存在する。

【課題】

- ◆ 従来より、コストの増嵩の抑制に努めてきたものの、MAFFクラウドのようなクラウド基盤は整備されておらず、必要な情報システムの整備・運用する際のコスト削減の方法は限られていた。
- ◆ また、情報システムをそれぞれの担当部局で整備していたため、情報システムごとに情報セキュリティの対策を行うため、情報セキュリティ対策の水準の統一化・引上げが図りにくいという状況が生じていた。
 - 令和3年度に、農林水産省の情報システムが利用する共通のクラウドサービス利用環境の提供とクラウド移行を専門的に支援するチーム（CoE（Center of Excellence））の活動を開始した。今後は、CoEの活動を強化することにより、コスト削減や情報セキュリティ対策の水準の統一化・引上げを図る必要がある。



1. 基本事項

(2) 現状と課題

業務の抜本見直し（BPR）

【現状】

○ 行政手続の業務見直し

- ・ 農林水産省においては、eMAFFの整備・行政手続のオンライン化の推進とあわせて抜本的な業務見直し（BPR）を推進している。
- ・ 2020年1月に設置した「農林水産省業務の抜本見直し推進チーム」を司令塔とした取組により、特に行政手続のオンライン実装に先立って行われるBPRが過去に類例がない範囲とスピードで進められてきた。
- ・ オンライン実装を完了した手続に加え、令和4年度中にオンライン実装を行う行政手続もBPRは全て一旦完了している。

○ 内部業務の業務見直し

- ・ 内部業務のBPRは140の業務で実施され、このうち60の業務には見直し結果を適用済みとなっている（令和4年3月末現在）。
- ・ 内部業務の見直しではRPA（Robotic Process Automation）、AI-OCR（AIを活用した文字認識(Optical Character Recognition)）やBIツール（Business Intelligence）の活用による業務の効率化が進展している。これらのツールの活用により多くのケースで作業時間が50%以上、効果が大きいものでは90%以上削減されている。

1. 基本事項

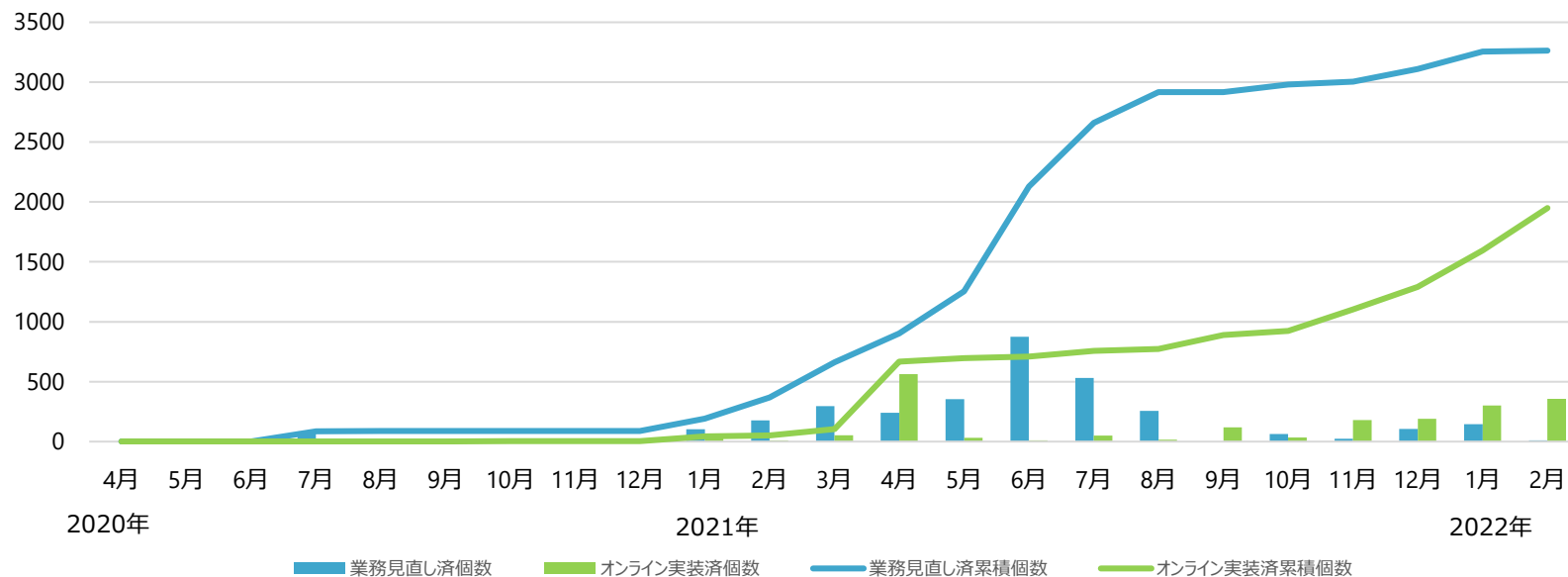
(2) 現状と課題

業務の抜本見直し（BPR）

【課題】

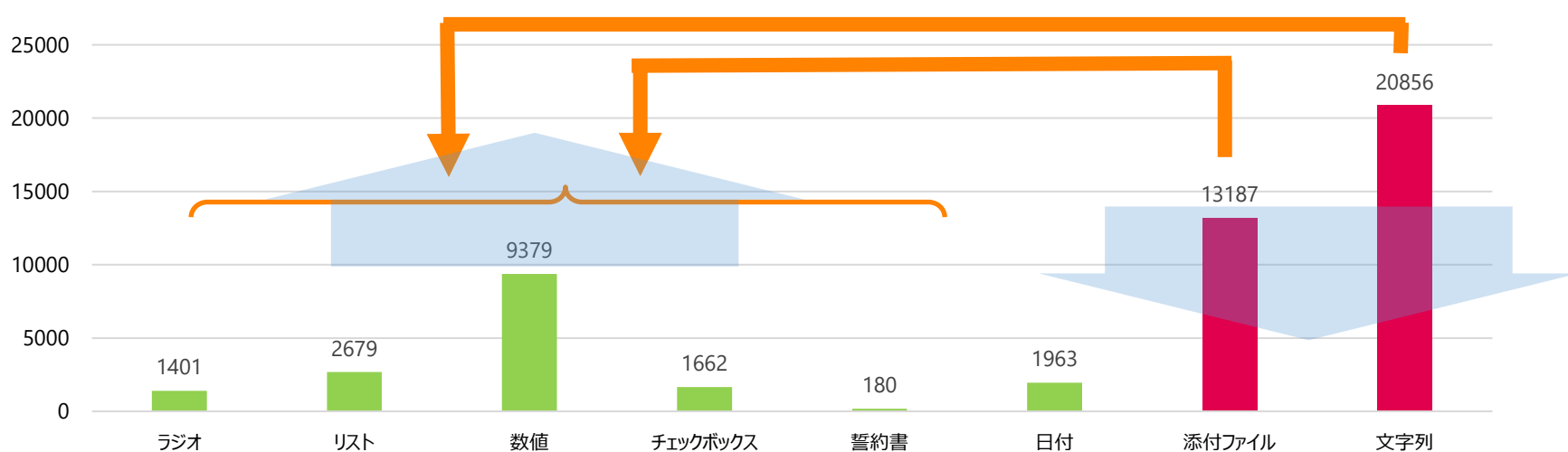
- ◆ 以下のような問題が生じており、改善が必要である。
- ① 特に若手を中心に特定の職員に作業が集中し、作業分担の平準化や特定の職員が異動した際の対応ができていない。また、業務見直しに積極的な課とそうでない課の差が大きい。
- ② 行政手続のオンライン化において、申請書類のファイルアップロード機能を安直に利用し、紙の様式をそのままPDF等でeMAFFオンライン実装するケースが多い。また、画面に直接入力する形式を使用しても、文章（文字列）で入力する形式のままとしているケースも多い。
- ③ 特に内部業務の業務見直しでは行政手続に比べて業務フローの分析が不十分で、後からの要件追加が発生するなどシステム開発に手戻りが生じたり、システム導入によって本来得られるべき効果が十分に得られないケースがある。
 - マネジメント層によるリーダーシップにより、課として業務見直しを徹底するという意識の下で、適切な分担による作業負担の平準化が行われる必要がある。
 - また、業務見直しは、単にオンライン化やシステム化のために必要なプロセスということではなく、利便性の向上やデータ利活用に繋がるものであり、日々の業務で当然行われるべき取組として全職員に意識され組織全体として定着させていくことが必要である。

業務見直し済・オンライン実装済手続数の推移



パーツが配置されている回数

主要なパーツの使用回数（職員実装環境）



1. 基本事項

(2) 現状と課題

行政手続のオンライン化（eMAFFの整備・運用）

【現状】

- これまで農林水産省所管の行政手続は紙媒体での申請や手作業を前提とした審査業務が基本となっていたが、申請をオンライン化し、円滑に処理することによる利便性の向上と、膨大なレコードを適切に保管・管理し、効率的な政策の計画立案や実行を実現するためのシステムとして、農林水産省共通申請サービス（eMAFF）を整備し、令和3年度から本格稼働している。
- 農林水産省所管の行政手続等の申請のオンライン化率は約85%、オンライン化した制度数は約2800となっている（令和4年8月時点）。
- eMAFFが行政手続の申請・審査で利用されるためには市町村とLGWANで接続している必要があるため市町村のLGWAN接続を進めており、接続済みの市町村の数は全体の市町村のうち約700で、4割程度である（令和4年8月時点）。

【課題】

- ◆ 行政手続や補助金・交付金の申請のオンライン化は相当程度進んだ一方、オンライン利用の状況は、これから伸ばしていく段階である。
 - オンライン利用率の向上に取り組むため、
 - ① 地方自治体におけるLGWAN接続
 - ② 地方自治体や行政手続関係機関における組織管理者アカウントと審査者アカウントの払出し
 - ③ 農林漁業者、食品事業者等による利用の促進を図る必要がある。

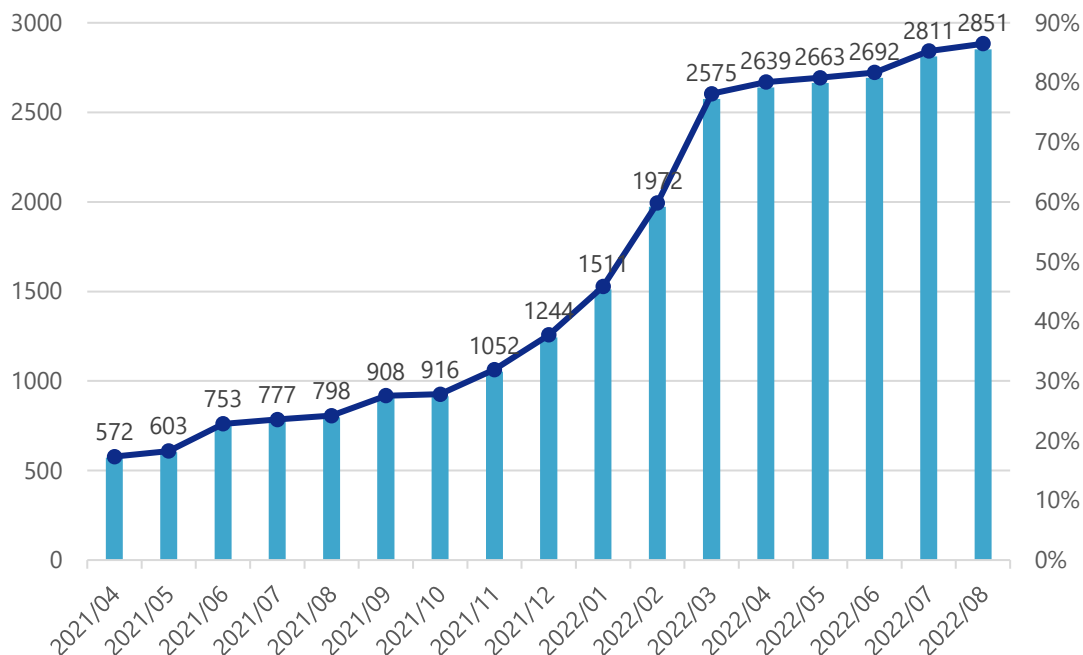
eMAFFの推進状況

令和4年度中に全行政手続のオンライン化、並行して審査組織となる各市町村へeMAFFの導入を行い、利用拡大を進めている。

- ・オンライン化済み制度数：2,851
- ・市町村への導入状況（LGWAN接続済み）：723
- ・審査組織へのアカウント払出し状況：11,903

（令和4年8月29日現在）

■ オンライン化済み制度数とオンライン化率（8月末時点）



■ 市町村のLGWAN接続状況（8月時点）



■ 審査組織へのアカウント払出し状況（8月時点）

組織管理者	審査者
3,654	8,249

1. 基本事項

(2) 現状と課題

農地情報の統合（eMAFF地図の開発・運用）

【現状】

- デジタル地図を活用して、農地台帳、水田台帳等の農地の現場情報を統合し、農地の利用状況の現地確認等の抜本的な効率化・省力化などを図るための「農林水産省地理情報共通管理システム」（eMAFF地図）を開発中。令和3年4月から農地情報を公開するeMAFF農地ナビ等を運用開始しており、令和5年度の本格運用開始を目指して開発を進めている。
- 現状、個別に管理されている農地台帳や水田台帳等の農地情報に関し、緯度経度情報の付与・台帳間の関連付けを行う農地情報の紐付け手法を令和3年度に開発、令和4年度から本手法を用いた紐付けに着手している。
- 令和4年度上期は18市町村で農地情報の紐付けを先行的に実施。その結果を踏まえ紐付け手法の改善を図り、令和5年度までにほとんどの自治体における紐付けの終了を目指す。
- 更に、衛星画像の活用による更なる省力化の検討や、ベース・レジストリの推進及びシステム間連携について関係府省とも連携していく。

【課題】

- ◆ 令和5年度の本格運用開始に向けてシステムの開発・運用と農地情報の紐付けを進めているが、原則自動で行う農地情報の紐付けについて、地番情報の欠落や入力不備の場合など自動での紐付けが実施できないケースが存在している。
 - 本格運用開始に向けて可能な限り多くの自治体での紐付けを自動とするため、紐付け手法を改善していくことが必要となる。
 - 同時に、自治体の協力を得ながら、欠落情報の入力等による手動での補正も実施する必要がある。

(参考) eMAFF地図の開発・運用のスケジュール

- eMAFF地図システム構築について、令和 5 年度からの本格運用に向けて開発を実施。
- 農地情報の一元化に向けた農地情報の紐付けについて、全国の自治体で実施。
- 衛星画像を活用した農地の現地確認等の更なる省力化にも継続して取り組む。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
eMAFF地図 システム構築	eMAFF地図の設計・開発を実施				
		eMAFF農地ナビ等の 一部機能を運用	eMAFF地図の本格運用 ユーザー数拡大		
	衛星画像を活用した農地の現地確認等の更なる省力化、 関係府省との更なる連携に継続して取り組む				
農地情報の 一元化に向けた 農地情報の紐づけ	実態調査及び 手法開発	全国約1700のほとんどの自治体で 紐づけを実施		残る自治体の 紐づけの実施	

1. 基本事項

(2) 現状と課題

データ駆動型の政策・行政運営に向けたデータマネジメント

【現状】

- デジタル技術の発展に伴い、様々なデータを多面的に分析することによる客観的な施策の検討等、データに基づく政策の企画立案・実行を進めることの重要性が広く認識されるようになってきている。
- 一方で、農林水産省が行政手続等を通じて取得するデータは、実務では紙やPDF等の状態で保管・管理され容易に利用できる状態となっておらず、また、省内の各部局庁や地方支分部局で個別に管理されている。
- 情報システムに係る様々なデータやデータベースもサイロ化されており、スムーズにデータを活用できる状態となっていない

【課題】

- ◆ 組織全体としてデータ管理に関する統一的なルールや方法論が確立されておらず、また、これを確立し組織全体に適用する体制も整備されていない。
 - 政策目的の達成や業務改革の実現に向けたデータ駆動型の組織運営を実現するため、質のよいデータを使いたいタイミングで使えるよう、データを適切に管理（登録、収集、蓄積、更新、活用など）する「データマネジメント」に早期に着手する必要がある。
 - データマネジメントを実施すべき施策・活動を組織として実践できる人材として、その推進役となるデータアーキテクトの登用・育成が必要である。

- 行政手続においてやりとりされている媒体は未だに紙が多く、電子データ化が遅れている。また、地方自治体等で完結する手続に関するデータの管理状況もほとんど把握されていない。
- 一方、データベースは少なからず作られているが、政策の企画立案等に活用されているデータの割合も不十分な状況である。全体的にサイロ化しており、他のデータと組み合わせ有効利用されているものは非常に少ない。
- 行政手続のオンライン化を図るeMAFFを通じて得られるデータを含め、多くが活用しやすい電子データになっていない。
- オンプレミスのシステムが多数存在し、データの連携もなく、データの管理に関する統一的なルールもない

補助金等の手続の提出資料の例



データの管理状況

	農林水産省	政府全体
総手続数（延べ）	4,378	55,709
データの管理状況を把握しているもの	2,136 (100%)	35,483 (100%)
データベースで管理	435 (20.4%)	8,978 (25.3%)
電子媒体で管理	348 (16.3%)	3,231 (9.1%)

政策の企画立案等に活用されているデータが・・・

	農林水産分野	全体
ある	391 (60.0%)	8,838 (53.9%)
ない	261 (40.0%)	7,540 (46.0%)

（出典）「行政保有データ（行政手続等関連）の棚卸結果」（令和 2 年 3 月とりまとめ、IT 総合戦略室）を基に作成

1. 基本事項

(2) 現状と課題

データ利活用の推進

【現状】

- データに基づく効果的な政策の企画立案・実行を実現するために、農林水産省職員全体のデータリテラシーを高めつつ、行政組織内でデータ活用を担う技能・知見を有する省内職員の育成を実施している。
- また、多様なデータ分析を実施できる環境整備として、ビジネス・インテリジェンス（BI）ツールや高度分析ツールを導入、さらには民間ビッグデータの試行的利用等を順次進め、データ利活用・分析を推進している。

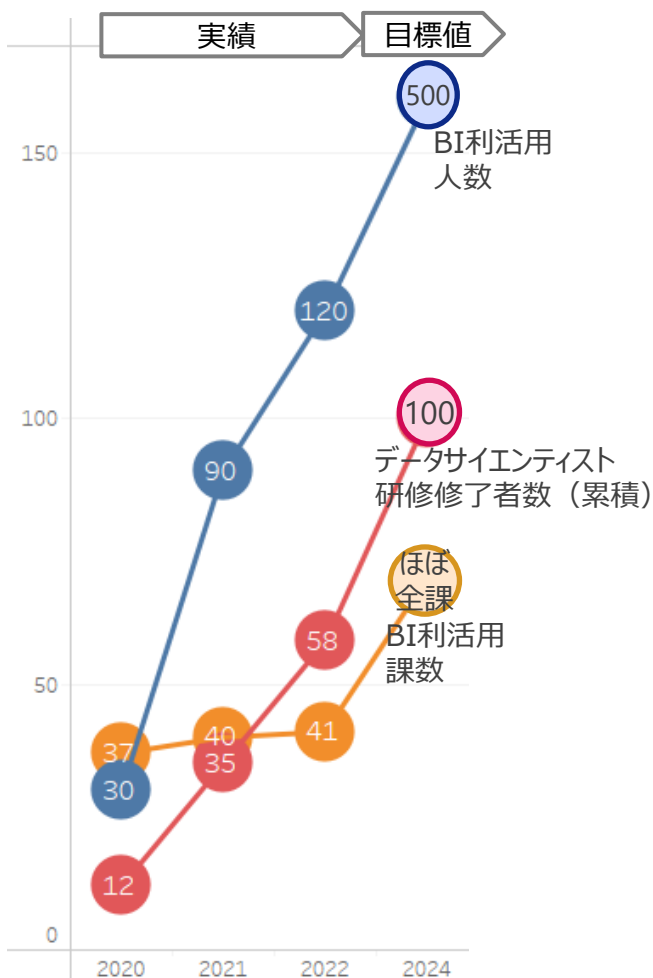
【課題】

- ◆ データの利活用・分析はまだ特定の制度・業務に限定されており、省横断的な実施には至っていない。また、分析に必要となるデータの整備が遅れている。
 - デジタル技術の発展によるデータ量の増加等に対応し、以下の取組を進める必要がある。
 - ① データの収集・分析用のツールの活用の更なる促進
 - ② データ処理能力の向上のための新たなデータ活用基盤の構築
 - ③ 分析に必要となるデータの所在把握、利用しやすい形式での蓄積及びカタログ化の推進
 - ④ 各々の施策・業務においてデータの効率的な利活用を進める際の基盤であるデータマネジメントの推進

(参考) 農林水産省におけるデータ活用の現状と目標値

- BIツールの活用を通じて職員のITリテラシーの向上を図るとともに、デジタル技術に精通し新しい価値を創造するデータサイエンティスト人材を育成し、データ活用を強力に推進。
- BIツールの活用により、データの整理及び図表作成の作業が効率化され、作業時間短縮にも寄与。

利用・育成状況の推移

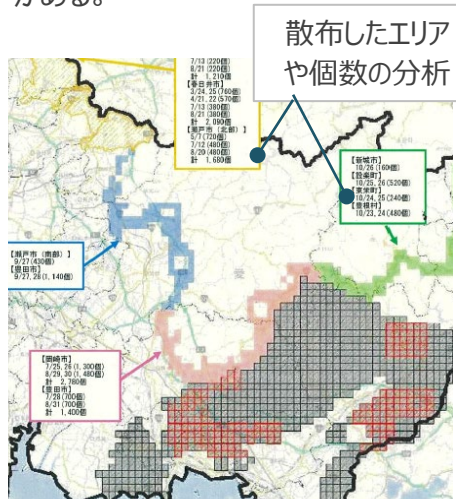


BIツール活用例

豚熱対策における経口ワクチンの効果検証に当たって、データの整理・分析にBIツールを活用。

これまでの分析

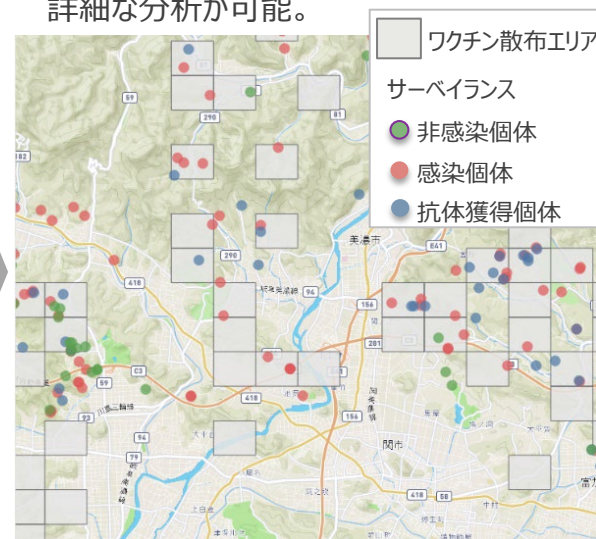
手作業により膨大な時間がかかるだけでなく、正確な分析には限界がある。



作業工数
224時間 (29人/日)

Tableau導入による効果

緯度・経度データ等から自動で描画を行うことで、工数の削減となるだけでなく、より詳細な分析が可能。



作業工数
10時間 (1人/日)

1. 基本事項

(2) 現状と課題

オープンデータ化の推進

【現状】

- 行政保有のオープンデータ化は、統計関連データはほぼ全数がオープンデータ化されているが、行政手続関連データを含む社会的ニーズの高いデータ（具体的なデータの特定は今後の課題）は、まだ紙媒体で管理されているか、公表されているものの再利用性・機械判読性が低いものも多い。

【課題】

- ◆ オープンデータ化を推進し、農林漁業者の生産性向上や経営の改善に資するデータの利活用を促進していく必要がある。
 - 農林水産省ウェブサイトに掲載している行政データなどを機械判読性の高い形式（CSV、XML、RDF等）で順次オープンデータ化していく。

1. 基本事項

(2) 現状と課題

農林水産行政のデジタル化に向けた体制整備、人材確保・育成

【現状】

○ 情報システムに関するプロジェクト推進の体制整備

- ・ 「デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン」に準拠し、ITガバナンスを担いプロジェクトを管理・支援する農林水産省全体管理組織（Portfolio Management Office。以下「PMO」という。）とプロジェクトの所管部局でありプロジェクト推進を担うプロジェクト推進組織（Project Management Office。以下「PJMO」という。）が密に連携している。
- ・ 農林水産省PMOは、ITに関する民間の専門人材であるITテクニカルアドバイザー 5 名、IT監査スペシャリスト 2 名、IT法務スペシャリスト 1 名が参画している（令和 4 年 7 月現在）。
- ・ 農林水産省情報システム全てに対し担当のITテクニカルアドバイザーを割り当て、さらに、主要プロジェクトに対してはITの知識やシステム開発の経験を有する民間出身人材がPMOのメンバーとして支援し強かに推進している。
- ・ PJMOの体制は情報システムの社会的・政策的重要性や省の業務全体に及ぼす影響により様々であるが、いずれも、担当部署の課長級職員がプロジェクトの責任者となって推進する体制となっている。

○ デジタル人材の確保・育成

- ・ 「農林水産省デジタル人材確保・育成計画」に基づき、情報システムや業務見直し等に関し専門知識を有する民間出身人材の確保や、研修の充実及び研修で得た知見を活かすための機会の付与等を実施している。

1. 基本事項

(2) 現状と課題

農林水産行政のデジタル化に向けた体制整備、人材確保・育成

【課題】

- 情報システムに関するプロジェクト推進の体制整備
- ◆ PMOは、従前からの取組である情報システムに係る予算要求から調達までの確認・支援、情報システムの整備・運用に関する助言や進捗管理等のPJMO支援に加え、デジタル庁設置に伴う取組として、デジタル庁から示された要求額上限（目安）を踏まえた情報システム予算の整理や一元的なプロジェクト監理の実施、デジタル庁が関与するシステムに関する調整等の業務が発生している。
マネジメント層によるリーダーシップの下で実務担当者 5 名の体制で対応しているが、業務・役割の質・量ともに急激に増加している中では十分といえない。
 - PMOの更なる体制強化が必要である。
- ◆ 農林水産行政のデジタル化が進み、PJMOの業務・役割も質・量ともに増加している。特にシステムの規模が大きく利用者数が多いシステムや複数の省庁・部局とシステム連携のための調整が発生するプロジェクトでは更に多くの業務が発生しているが、PJMO体制は十分ではない。
 - 特に多くの業務が発生するシステムのPJMOは、課長級職員による適切なリーダーシップの下、システムの規模・業務量を踏まえた人員の確保や役割分担を行うなど安定的なシステムの整備・運用を行っていくことができる体制の整備が必要である。

1. 基本事項

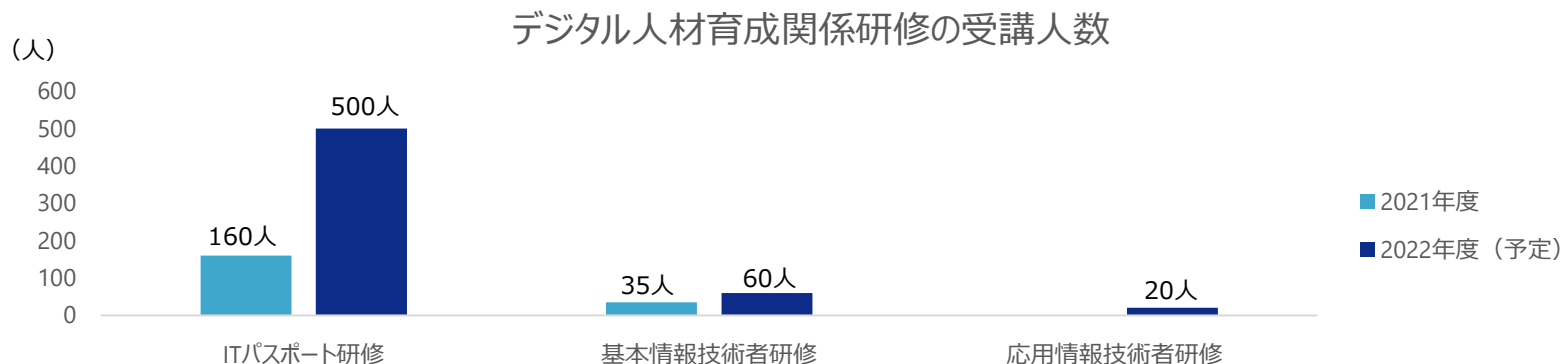
(2) 現状と課題

農林水産行政のデジタル化に向けた体制整備、人材確保・育成

○ デジタル人材の確保・育成

◆ デジタル人材の確保・育成については、行政職員のITやシステム開発への知見を高めるための研修の充実や民間出身人材の確保、更には電子・電気区分（一般職）での新卒採用等に取り組んできたが、行すべき業務の質・量を踏まえれば、十分な水準とはいいがたい。

- 農林水産行政のデジタル化を進めるためには省全体としてデジタル化に取り組む必要があり、
- ① 全職員が日々の業務に必要なものとして基礎的な知識を習得した上で、
 - ② 特に情報システムの開発・運用の担当など相応の知識が必要な業務に携わる職員や将来携わることを希望する職員が必要な知識を習得できるよう研修の機会を提供・充実するとともに、
 - ③ 民間出身人材や、新たに設けられたデジタル区分（総合職）も含めた新規採用で必要な専門人材を更に確保しながら、
 - ④ デジタル技術に関して知識・経験を有する職員がその能力を発揮して、農林水産行政のデジタル化を強力に推進する
- 体制を構築していく必要がある。



1. 基本事項

(3) 農林水産省の情報システムの整備・運用の対応方針

課題を踏まえ、政府方針に即し、最新の技術動向を踏まえ、セキュリティや個人情報保護に十分留意しながら、農林水産省の基盤となる利便性と信頼性の高い情報システムの整備・運用を進める。特に以下の項目に留意する。

- ❑ 既に構築された情報システムを含め、情報システムの整備・運用に当たっては、情報セキュリティ対策の水準の向上、運用コストの削減の必要性を踏まえ、クラウドの基盤であるMAFFクラウドの活用を推進する。
- ❑ 情報システムに関する政府の方針である重点計画及び「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」を踏まえ、業務見直しの推進、共通機能の活用の徹底、システムの統合・集約等に取り組むことにより、情報システムの整備及び運用に係る経費の削減を図る。
- ❑ 行政手続のオンライン化や情報システムの開発に当たっては、徹底的かつ十分な業務見直しが必ず実施されるようにする。
- ❑ データマネジメントに関して、デジタル庁が公開している政府相互運用性フレームワーク（GIF）に関する各種ガイドラインも踏まえ、データ駆動型の政策・行政運営の実現に向けて、業務データ、統計・民間のデータなども含め様々なデータ資産を有機的に活用するためにデータの所在把握・加工・蓄積を行うデータ活用基盤を整備し、政策・業務の質・スピードを飛躍的に向上させていく。

1. 基本事項

(4) 計画目標

○ 農林水産省における情報システムの整備

- ・ 政府方針である情報システムの整備及び管理の基本的な方針に基づき、令和 7 年度までにシステム改修に係る経費を令和 2 年度比で 3 割削減する。

○ 行政手続のオンライン化（eMAFFの開発・運用）

- ・ 令和 4 年度までに行政手続のオンライン化率を100%とする。
- ・ 令和 7 年度までに行政手続のオンライン利用率を60%とする。

○ 農地情報の統合（eMAFF地図の開発・運用）

- ・ 令和 5 年度にeMAFF地図の本格運用を開始する。
- ・ 農地情報の一元管理に向けて、令和 5 年度までに、ほとんどの自治体で農地情報紐づけを実施する。

1. 基本事項

(4) 計画目標

- データ駆動型の政策・行政運営に向けたデータマネジメント
 - ・ データ管理に関する統一的なルールや方法論、データ活用基盤等の環境整備に早期に着手し、令和6年度を目途に整備する。
- データ利活用の推進
 - ・ 令和6年度までに、BIツールをほぼ全ての課にて利活用し、職員500人以上の職員が習得している状態を目指す。
 - ・ 令和6年度までにデータサイエンティスト100名の育成を目指す。
- オープンデータ化の推進
 - ・ 令和4年度末までに、農林水産省が保有する行政データの農林水産省ウェブサイト（政策情報及び統計情報）への機械判読性の高い形式（CSV、XML、RDF等）での公開件数を過去3カ年平均比20%（150件）増加させる。

1. 基本事項

(4) 計画目標

- デジタル化に向けた体制整備とデジタル人材の確保・育成
 - ・ PMOの体制に関し、デジタル庁の設置に伴う新たな取組に必要な体制を整備する。
 - ・ デジタル人材の育成に向けて、毎年度500名以上がITパスポート試験合格レベルの知識の習得を目指すとともに、100名以上が情報システムの開発・運用に関する基本的または応用的知識を習得するための研修を受講する。

2. デジタル社会の実現に向けた主な取組事項

(1) デジタル原則に照らした規制の一括見直しに係るシステム整備

○ デジタル原則に照らした規制の一括見直しに係るシステム整備の方針

- 令和4年6月3日にデジタル臨時行政調査会において決定された「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」（以下「一括見直しプラン」という。）においては、代表的なアナログ規制に該当するアナログ行為を求める場合があると解される法令の規定の洗い出し・点検が行われ、また、各府省庁の約4000条項については、規制等の類型（※）や見直しの方針が確定されている。

※ 規制等の類型は、代表的なアナログ規制である目視規制、定期検査・点検規制、実地監査規制、常駐・専任規制、書面掲示規制、対面講習規制、往訪閲覧・縦覧規制の7項目で整理されている。例えば、目視規制とは、人が現地に赴き、施設や設備、状況等が法令等が求める一定の基準に適合しているかどうかを、目視によって判定すること（検査・点検）等を求めている規制が該当する。

- また、一括見直しプランにおいては、システム整備を通じた見直しのアプローチとして、
 - ① 見直しに当たってシステム整備が必要となる規制について、「各府省庁は、（デジタル臨時行政）調査会とデジタル庁と連携の上、既存のシステムの活用、新規システムを構築する場合でも効率的なシステム整備となるよう」、中長期計画において、デジタル原則を十分踏まえた規制の見直しに向けた整備の方向性を明記することとされ、また、
 - ② 具体的なシステム整備の方針を令和4年度中に検討し、原則として、令和6年度予算要求に向けて関係者と連携し、同年度にシステム整備を進めることが規定されている。

2. デジタル社会の実現に向けた主な取組事項

(1) デジタル原則に照らした規制の一括見直しに係るシステム整備

○ デジタル原則に照らした規制の一括見直しに係るシステム整備の方針（続き）

- 見直しの方針が確定している規制のうち、農林水産省が所管している規制の条項数は約300弱となっている（令和4年6月3日時点）。
これらの規制については、現在、見直しの実施時期や実施方法等を検討しているところであり、実施方法の検討結果を踏まえ、情報システムを利用することにより見直しを行うこととする規制については、一括見直しプランに規定された方向性を踏まえ、以下のとおり対応することとする。
 - ① 業務の可視化を通じた業務フローの改善や業務プロセスの改革といったBPRを徹底する。
 - ② 情報システムの利用に当たっては、まず既存システムの活用を十分検討することとする。
 - ③ システム整備が必要となる場合には、PMOとPJMOが密に連携し、コスト削減等に取り組みながらシステムの整備を進める。

2. デジタル社会の実現に向けた主な取組事項

(2) 農林水産省における情報システム関係プロジェクトの推進

○ 業務見直し（BPR）の徹底

- 業務見直しに関し、統一的な手順を定めた業務見直しの標準手順書1.0（令和4年4月農林水産省業務の抜本見直しチーム決定）を策定している。この標準手順書を活用してBPRを行いながら、現在の業務が適切か常に検証し、改善し続けるとの意識を組織全体に浸透させる。また、BPRの経験の蓄積を踏まえ、標準手順書も随時見直しを行っていく。
- 業務見直しに当たってRPA・AI-OCRやBIツールを積極的に活用する。これらの業務見直しツールを効果的に活用するために、導入に当たっては課題の整理や導入効果の算出の適切な実施を徹底した上で、効果的に活用している事例の収集と省内への展開を行う。

○ データ駆動型の政策・行政運営に向けた取組

- データマネジメントを行っていくため取り組む必要がある主要事項は以下のとおり。
 - ① データを活用した政策の企画立案や業務改革の実行の取組を推進
 - ② データ形式やデータカタログ、メタデータ、マスターデータ等をルールを含め統一的に整備
 - ③ データマネジメント施策として具体的に取り組む事項の策定
 - ④ データマネジメント人材の育成・確保及びデータマネジメント推進体制の構築

2. デジタル社会の実現に向けた主な取組事項

(2) 農林水産省における情報システム関係プロジェクトの推進

○ デジタル庁が整備する共通機能の活用の徹底

- 農林水産省の各情報システムについて、品質・コスト・スピードを兼ね備えた行政サービスに向けて、デジタル庁が検討しているアーキテクチャに基づき整備されるガバメント・クラウド、ガバメントソリューションサービス（GSS）、ベースレジストリ等の共通機能について、農林水産省の各情報システムの状況を踏まえ、活用できるものについてはその活用を徹底する。
- 農林水産省では、クラウドの共通基盤を整備し、情報システムの状況に応じて適切なクラウドへの移行方式を選択した上で円滑にクラウド移行できるよう支援するMAFFクラウド活動に取り組み、クラウド移行を支援するCoE（Center of Excellence）の体制を整備している。
- MAFFクラウド活動においては、重点計画において、各府省庁の情報システムについては、既にクラウドサービスを利用しているものも含め、更改時期等を勘案しつつ、原則、ガバメント・クラウドへの移行を進めるとされたことも踏まえ、クラウド移行に併せて求められるBPRの徹底やクラウドに適切なシステム構成の設計を支援しているところである。こうした取組を通じて、運用等経費及び改修経費の3割削減によるシステム経費の最適化や利用者にとって利便性の高いシステムとすることを目指す。
- また、GSSについては、主要プロジェクトの推進において記載のとおり、農林水産省は令和5年12月までに農林水産省行政情報システム及び農林水産省統合ネットワークからGSSに完全移行することとしており、現在、移行に向けてデジタル庁と連携し、必要な整理や作業に取り組んでおり、引き続きこの取組を進めていく。

2. デジタル社会の実現に向けた主な取組事項

(2) 農林水産省における情報システム関係プロジェクトの推進

○ デジタル人材の育成・確保に向けた取組

- 行政のデジタル化に向けた体制強化に必要な職員及び民間出身人材を確保する。職員の確保に当たり、IT関係の資格の保有状況やデジタル関係の研修の受講状況、業務経験を有する職員を把握し、その能力を発揮できる場や機会の確保を強化し、民間出身人材については、ITやデジタルに関して高度な知見を必要とする職務を明確にしてその職務に適切な高度な知見を有する人材を様々な採用・雇用形態を活用しながら確保する取組を強化する。
- デジタル人材育成のため、情報システムの開発・運用を担当する職員等のスキル向上に向けた研修や、業務見直し（BPR）やデータマネジメントの推進に資する省独自の研修の取組を更に充実させる。
- 上記の取組も含め、農林水産省デジタル人材確保・育成計画（令和4年9月農林水産省情報セキュリティ委員会・行政情報化推進委員会決定）に基づき、デジタル庁と連携しながらデジタル人材の確保・育成を進めていく。

○ 計画の実現に向けたプロセスの整備及び推進体制の強化

- 本計画の取組を確実に実施するため、各PJMOにおけるプロジェクト計画書の作成を徹底するとともに、PMOにおいて同計画書に基づくプロジェクト監理を実施する。

2. デジタル社会の実現に向けた主な取組事項

(2) 農林水産省における情報システム関係プロジェクトの推進

○ 農林水産省情報システムにおける主要プロジェクトの推進

- 農林水産省にある99の情報システム（令和4年3月末現在）のプロジェクトを効果的に推進するためには、限られた人的、財政的資源を有効活用し、質の高い情報システムを効率的かつ確実に開発・運用していく必要がある。
- このため、特に、社会的重要度や政策的重要性が高い情報システム、省の業務全体に及ぼす影響の大きいシステム等のプロジェクトを主要プロジェクトとして指定している。主要プロジェクトに対してはPMOが定例の打合せ等に関与し、情報システムの品質の確保や進捗の管理等について必要な助言を実施している。
- 令和4年度に指定した主要プロジェクトのうち、社会的重要度や政策的重要性が高い情報システムや、特にPMOが関与する省の業務全体に及ぼす影響の大きいシステムに関する取組事項はアからコのとおりである。

2. デジタル社会の実現に向けた主な取組事項

(3) 農林水産省における情報システム関係主要プロジェクトの推進

ア 農林水産省共通申請サービス（eMAFF）

【システム整備の目的】

- 農林漁業者の高齢化や労働力不足等に加えて、地方公共団体の農政担当職員等も減少している状況。こうした中で農林水産業を成長産業としていくためには、行政手続の申請・審査に係る労力を軽減し、農林漁業者が経営に、地方公共団体等の職員が農林漁業者のサポートに、農林水産省が効果的な政策の企画立案に注力できる環境を整備する必要がある。

そのため、農林水産省が所管する法令及び補助金等の行政手続の申請に係る書類や申請項目等の抜本的な見直しを進めながら、農林漁業者等が自分のスマホやタブレット等からオンラインで申請が行えるようにする農林水産省共通申請サービス（eMAFF）を整備した。

【業務・情報システム効果に関する目標】

- 令和4年度までに行政手続のオンライン化率を100%とする。
- 令和7年度までに行政手続のオンライン利用率を60%とする。

【具体的な取組】

- 利用者数の拡大及び利便性向上のため、共通認証基盤や関連システムとの情報連携を実現する。
- 認知度の向上のため、eMAFFのサービスの利用者への周知、広報、地方自治体等への働きかけや研修の実施、動画等の研修教材の拡充を実施する。

2. デジタル社会の実現に向けた主な取組事項

(3) 農林水産省における情報システム関係主要プロジェクトの推進

ア 農林水産省共通申請サービス（eMAFF）

【具体的な取組（続き）】

- 事務手続等の簡素化・効率化のため、行政手続等のオンライン化の際に、審査項目の標準化、添付書類の見直し、業務フローの改善等の検討（業務見直し）を実施する。
- 他システムや他の外部機関とのデータ連携やデータ管理主体の移管、申請の基本情報や過去の情報等を一元的に管理し、データの利活用を推進する。
- 本プロジェクトで保有する申請データの活用によりEBPMによるデータドリブンで政策立案が可能になることが期待されるため、EBPM基盤とデータを利活用しやすい仕組みを整備すると共に、本プロジェクトで保有するデータに関しアクセス方法やメタデータ情報を明確にし、EBPM実施のために必要なデータに素早くアクセスできる状態を作る。
- 農林漁業関連の申請データと民間事業者（肥料・農機具等）の相互データ活用やJANコードとの連携によるデータの利活用を検討する。

2. デジタル社会の実現に向けた主な取組事項

(3) 農林水産省における情報システム関係主要プロジェクトの推進

イ 農林水産省地理情報共通管理システム（eMAFF地図）

【システム整備の目的】

- 農林水産省が所管する法令及び補助金等の行政手続の申請について、農林漁業者等が自分のスマホやタブレット等からオンラインで申請が行えるようにするeMAFFの利用を進めながら、デジタル地図を活用して、農地台帳、水田台帳などの農地の現場情報を統合し、農地の利用状況の現地確認等の抜本的な効率化・省力化を図るため、農林水産省地理情報共通管理システム（eMAFF地図）を整備する。

【業務・情報システム効果に関する目標】

- 農地情報の一元管理に向けて、令和5年度までに、ほとんどの自治体で農地情報紐づけを実施する。
- 令和7年度までにオンライン利用率（全体の農地に関する手続きのうち、オンライン申請の割合）を60%とする。

【具体的な取組】

- 農地台帳や水田台帳、農業共済台帳といった台帳間の農地情報の紐付けを行う手法を開発・改善する。
- 衛星画像等やドローン画像等を利用し、衛星画像、AIによる作物判定や土壌診断といったリモートセンシング、スマート農機、自動運転等の営農への活用を可能とする。
- このほか、eMAFFと同様、①他システムや他の外部機関とのデータ連携やデータ管理主体の移管や申請の基本情報や過去の情報等の一元的管理によるデータの利活用の推進、②EBPM基盤とデータを利活用しやすい仕組みの整備と本プロジェクトで保有するデータに関しEBPM実施のために必要なデータに素早くアクセスできる状態を作る、③農林漁業関連の申請データと民間事業者（肥料・農機具等）の相互データ活用やJANコードとの連携によるデータの利活用の検討等に取り組む。

2. デジタル社会の実現に向けた主な取組事項

(3) 農林水産省における情報システム関係主要プロジェクトの推進

ウ 農林水産省クラウド（MAFFクラウド）

【システム整備の目的】

- 農林水産省では、政府方針であるクラウド・バイ・デフォルト原則（政府情報システムは、クラウドサービスの利用を第一候補として、その検討を行うとする考え方）の実現に向け、オンプレミスよりも運用経費の低減等が期待されるクラウドサービスへの移行を計画的に進めるため、令和2年度より農林水産省クラウド（MAFFクラウド）を整備。省内のクラウドが共通で利用する基盤を整備するとともに、農林水産省の約70の既存システム及び新規整備するシステムの適切なクラウドの選択、クラウド移行及び運用を支援する。

【業務・情報システム効果に関する目標】

- MAFFクラウド活動において、令和5年度までに約70のシステムのクラウド移行を支援する。

【具体的な取組】

- MAFFクラウドの共通機能として、AWS/Azureを対象に閉域網接続機能、監査ログ収集機能、マネージド型脅威検出機能、不適切設定検知機能を提供する。
- クラウド移行・運用の知見を集約した体制を整備し、クラウド移行を検討しているPJMOに対して、検討、企画・予算要求、調達、設計・構築、運用保守の各段階において総合的な技術支援を実施する。
- PJMOがクラウド移行に向けた企画・予算要求時に移行検証（PoC）を実施する際、机上検証又は必要に応じた実機検証（実際に簡易的なクラウド環境を構築し、実機で課題検証）の環境を提供する。
- インベントリ管理を行い、その結果をクラウド基盤の運用改善等に反映する。

2. デジタル社会の実現に向けた主な取組事項

(3) 農林水産省における情報システム関係主要プロジェクトの推進

Ⅰ 飼養衛生管理情報共有システム

【システム整備の目的】

- デジタル技術を活用して、家畜の所有者、民間獣医師、自治体等の関係者間でコミュニケーションの深化を図りつつ、農場等における飼養衛生管理状況、生産資材の使用状況、と畜検査結果等の情報を効率的に収集し、これらの情報を効果的に活用する仕組みを構築し飼養衛生管理情報共有システム（仮）として整備し、飼養衛生管理の向上等を図り、安全な国産畜産物の安定供給を実現する。

【業務・情報システム効果に関する目標】

- 令和7年度中に家畜保健衛生所におけるシステム利用率60%とする。

【具体的な取組】

- 生産現場に寄り添う成果を得るために、制度面を含めて各業務の見直しを行い、最適化された業務をワークさせるために情報システムを活用する、現場の声に耳を傾ける等の作業ポリシーを設定する。
- 家畜保健衛生所等の業務負荷軽減のため、現状の業務量可視化の観点から、業務量調査を実施し費用対効果を算出する。
- 現場業務（本システムは畜産農家、自治体等が行う現場業務での利用を想定）で継続的に利用されるシステムとするため、モックアップに対する関係者の意見や、家畜衛生業務の情報登録・管理で先進的な取組を実施している自治体の事例を踏まえてユーザビリティの高い利用画面を検討する。

2. デジタル社会の実現に向けた主な取組事項

(3) 農林水産省における情報システム関係主要プロジェクトの推進

Ⅰ 飼養衛生管理情報共有システム

【具体的な取組（続き）】

- 家畜衛生分野で求められる飼養衛生管理データは、全国的に同様のデータが必要であるにも関わらず、現状、自治体ごと、業務ごとにデータを管理しており、データの二重登録や重複による非効率的な業務や、正確なデータの抽出・把握が困難といった状況が発生している。そこで、本プロジェクトにおいて、都道府県で利用している様式を収集しデータの重複を検証し、標準化されたデータの一元管理を実現するデータベース項目保持を検討する。
- 標準化された正確な情報を効率的に、関係者間でタイムリーに共有し活用されるようにするため、本プロジェクトにおいて、都道府県で利用している様式の統一化や業務間の重複の解消等を検討し、全国統一的な情報の収集・伝達の項目や方法の見直し（業務改善）を実施する。

2. デジタル社会の実現に向けた主な取組事項

(3) 農林水産省における情報システム関係主要プロジェクトの推進

オ 農地・農業用施設等災害復旧支援システム

【システム整備の目的】

- 近年、自然災害の激甚化・頻発化に伴い、農地・農業用施設の災害復旧箇所数が増加傾向にある。一方、災害復旧事業の実施主体となる地方自治体では技術系職員が減少しており、災害時の緊急的な対応として、職員を十分に配置し、災害復旧事業を迅速かつ的確に実施して早期復旧を行うことが難しい状況になっている。こうしたことから、農地・農業用施設等災害復旧支援システムを整備し、災害復旧に関する業務（被害把握、査定設計書作成、災害査定、補助金交付申請等）の効率化・迅速化を図る。

【業務・情報システム効果に関する目標】

- 令和7年度中にオンライン申請利用率（農地・農業用施設等災害復旧支援システムによる申請率）60%とする。

【具体的な取組】

- 被害把握の効率化のため、スマートフォンで撮影した写真等から三次元データを取得し、被災した範囲や延長の自動計測、被害額の自動算出を行うとともに、図面作成を行うことができるアプリを開発する。

2. デジタル社会の実現に向けた主な取組事項

(3) 農林水産省における情報システム関係主要プロジェクトの推進

オ 農地・農業用施設等災害復旧支援システム

【具体的な取組（続き）】

- 申請業務の効率化のため、地方自治体による災害復旧事業に係る申請等の手続きのオンライン化を図るもので、eMAFFやeMAFF地図の標準機能を活用しつつ、自動集計機能や所定の様式への自動反映機能の他、災害復旧事務特有の機能（補助率計算等）の追加を実施する。
- 査定業務の効率化のため、既存のWeb会議システム等を活用し、ペーパーレスで被災箇所の三次元データや査定関係資料等について関係者間での共有を図るとともに、遠隔地において査定設計書作成の支援や災害査定を行うことができる機能を開発する。
- 被害把握アプリにより把握した3次元データを活用した被害額の算出や被災形状の把握等を迅速かつ簡易に行うことを可能とするとともに、当該データを査定設計書作成にも活用するなど、一連の作業の効率化を図るほか、遠隔地からの技術支援を可能とするよう活用する。

2. デジタル社会の実現に向けた主な取組事項

(3) 農林水産省における情報システム関係主要プロジェクトの推進

カ 経営所得安定対策情報管理システム

【システム整備の目的】

- 食料の安定供給の確保は国の基本的な責務であり、政府として、将来にわたって食料を安定的に供給していく「担い手」を支援し、その経営の安定を図る経営所得安定対策等においては、毎年6月までに農業者からの交付申請に基づき、約44万人の農業者に交付金を支払っており、申請された農業者個々に、迅速に正確に交付金を支払うため経営所得安定対策情報管理システムを整備している。

【業務・情報システム効果に関する目標】

- 交付金の支払いに係る作業時間を、100%抑制する。

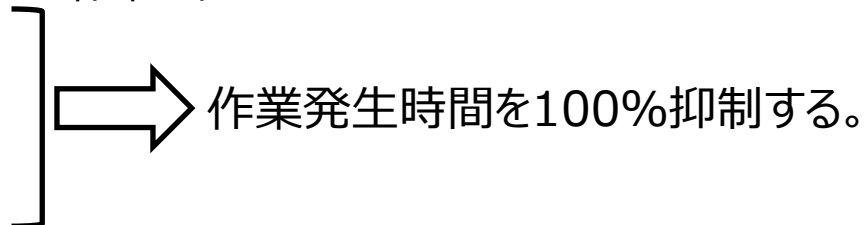
システムを利用しない場合に発生するおおよその作業時間

債主登録 : 1 申請者当たり 2分

水田活用 : 1 申請者当たり 6分

ゲタ対策 : 1 申請者当たり 6分

ナラシ対策 : 1 申請者当たり 6分



【具体的な取組】

- 支払事務の効率化のため、eMAFFとのAPIによるデータ連携等を実施する。

2. デジタル社会の実現に向けた主な取組事項

(3) 農林水産省における情報システム関係主要プロジェクトの推進

キ スマート水産業情報システム

【システム整備の目的】

- 大臣許可漁業の漁獲成績報告のほか、改正漁業法で新たに義務付けられた知事許可漁業等の漁獲成績報告について産地市場・漁協の販売システム等から電子的に収集し、収集した漁獲情報をTACやIQ管理等による適切な管理措置や生物データとともに資源評価に活用するため、スマート水産業情報システムを整備する。
- また、令和4年12月に施行される水産流通適正化法により、関係事業者に対して取引する際に産地市場等において漁獲番号等の伝達、取引記録の作成・保存等が義務付けられることから、漁獲番号等伝達サブシステムを整備し電子化による制度の円滑な実施を促進する。

【業務・情報システム効果に関する目標】

- 2023年度中から1月分の報告あたりおおよそ2時間（対象漁業者合計で毎月約11万時間）要している業務処理時間を100%削減する。
- 漁獲番号等伝達サブシステムのユーザー利用率（現時点における取扱事業者の想定数である約1,000者）の50%の利用率を目指す。

【具体的な取組】

- コスト削減を実現するため、業務の標準化を徹底し、統合可能な業務の一元的な処理を図る。
- 漁業者や都道府県等が、一度の対応で必要な手続が全て完了すること等を可能とするため、共通する情報・データを一元管理し、それらを基に一連の業務の基盤となる情報システムの整備を図る。加えて、関連する業務について、新たな責任部署及び関係部署の役割等の見直しを実施する。

2. デジタル社会の実現に向けた主な取組事項

(3) 農林水産省における情報システム関係主要プロジェクトの推進

ク 農林水産省人材情報統合システム

【システム整備の目的】

- 広範かつ複雑な多くの行政課題に適切に対応していくため、行政の仕事の仕方を、質の高い効率の良いものに見直して、職員は真に人が行うにふさわしい業務に集中し、職員一人ひとりが行う業務が生み出す価値を高め、国民生活に直接関わる業務分野や政策・企画の立案など、広範かつ複雑な多くの行政課題への対応を強化する。

このため、人材情報統合システムを整備し、人材情報DBを核に勤怠管理、申請ポータル（マイページ）等の機能を有するものとし、人材データを利用して業務を行う担当者の業務効率化を図るほか、申請ポータルを活用した発生源入力、ワンスオンリー、ワークフローの電子化、ペーパーレスを実現する。

【業務・情報システム効果に関する目標】

- 人事、勤務管理、共済、給与の各業務領域について、現行業務の見直しを行い、その結果を反映したシステム開発を令和5年度までに実施するとともに、現行業務時間数を基準とし、令和5年度以降48%の削減率を目標とする。

【具体的な取組】

- 業務担当者が人材システムに一元化されたデータをフル活用し、各種調査に対応できるよう、帳票作成などのシステム操作の習熟度を高め業務効率化を図る。
- エンドユーザからの機能改修要望について把握し、人材システムの利便性の向上に努める。

2. デジタル社会の実現に向けた主な取組事項

(3) 農林水産省における情報システム関係主要プロジェクトの推進

ケ 国有林野関係システム

(国有林野情報管理システム及び国有林野地理情報高度化システム)

【システム整備の目的】

- 国有林野事業の管理経営に関する計画に基づく伐採、造林や、貸付け、売払い等に関する事項を円滑に行うため、適切かつ効率的な管理経営、業務の遂行に必要な基幹的システムとして国有林野情報管理システムを整備している。データの一部は統計情報としてe-Statへ掲載している。
- 国有林野事業における各種調査や現場業務、地図データの修正等の効率化、高度化等を図るため、林野庁が保有する森林情報（地図データ、台帳データ）をウェブGIS上に統合した国有林野地理情報高度化システムを整備している。

【業務・情報システム効果に関する目標】

- 森林整備の充実により、国有林における木材供給や造林は増加が見込まれる中で、国有林野情報管理システムについて令和5年度に現行システムをそのままクラウドへ移設し、令和8年度にクラウドサービスを有効に利用できる状態へ現行プログラムを最適化するとともに、国有林野地理情報システムについて令和7年度に旧システムから新システムに移行することにより、システムを活用して処理する業務時間を令和8年度までに現状より4割削減することを目指す。

2. デジタル社会の実現に向けた主な取組事項

(3) 農林水産省における情報システム関係主要プロジェクトの推進

ケ 国有林野関係システム

(国有林野情報管理システム及び国有林野地理情報高度化システム)

【具体的な取組】

- 国有林野情報管理システムについて、クラウドサービスを有効に利用できる状態へ現行プログラムを最適化しeMAFFの機能を活用したシステムの連携を検討するとともに、MAFFクラウドCoEを利用することにより運用改善等が期待される。
- 国有林野地理情報高度化システムについて、国有林の森林情報を、汎用性が高く地図データ更新が容易なデータ形式で、クラウドを利用したウェブGISに搭載することで、国有林野事業における効率的なデータ活用等を可能とする。

2. デジタル社会の実現に向けた主な取組事項

(3) 農林水産省における情報システム関係主要プロジェクトの推進

コ ガバメント・ソリューション・サービス（GSS）

【システム整備の目的】

- 職員が働くための環境について、ゼロトラストネットワークアーキテクチャ等の最新の技術を積極的に活用し、場所を選ばない働き方の安全な実現、情報共有やコミュニケーションの円滑化と活性化、業務の自動化、IT化を促進するためデジタル庁が整備するガバメント・ソリューション・サービス（GSS）について、農林水産省は令和5年12月までに完全移行し、最新技術を採用した政府共通の標準的な業務実施環境を活用することで、行政機関の生産性やセキュリティの向上を図る。

【業務・情報システム効果に関する目標】

- 令和5年12月までに現行の農林水産省行政情報システム（農林水産省LANシステム）及び農林水産省統合ネットワークからGSSに完全移行する。

【具体的な取組】

- GSSへの完全移行に向けて、本省及び地方組織全ての通信環境の整備、全職員の端末の切替等の膨大な業務を計画的かつ効率的に進めるため、業務スケジュール管理、各拠点との連絡調整等を円滑に実施する。
- GSSへの移行に伴い新たなコミュニケーションツール（Microsoft Teams等）の活用を前提とした働き方改革を実現するため、全職員を対象とした操作習得のための研修等を知見を有する民間事業者の支援を得ながら実施する。
- GSS移行後は、デジタル庁と密に連携し、障害発生時等にも適切な役割分担のもとで迅速に対処できるようなGSSの運用体制を構築する。